

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇告 示 保険医等の登録(保険課)

クリーニング師の研修の指定(県民生活課)

クリーニング所の業務に関する講習の指定()

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石井裕繁	鳥医 五三三四号	平成八年五月二十三日
岸田英夫	鳥医 五三三五号	〃
綾女美奈	鳥医 五三三六号	〃
村尾充子	鳥医 五三三七号	〃
内田利彦	鳥医 五三三八号	〃
山内優美	鳥医 五三三九号	〃
山藤由佳	鳥医 五三四〇号	〃
能見隆啓	鳥医 五三四一号	〃
北村厚	鳥医 五三四二号	〃
福井晶子	鳥医 五三四三号	〃
堀江聡	鳥医 五三四四号	〃
田中究	鳥医 五三四五号	〃
山本司生	鳥医 五三四六号	〃
渡部仁成	鳥医 五三四七号	〃
林芳成	鳥医 五三四八号	〃
永見剛房	鳥医 五三四九号	〃
嘉戸撰	鳥医 五三五〇号	〃
神田貴行	鳥医 五三五一号	〃
鞍嶋有紀	鳥医 五三五二号	〃
岡伸一	鳥医 五三五三号	〃
坂谷貴司	鳥医 五三五四号	〃
本坊拓也	鳥医 五三五五号	〃
宮崎明子	鳥医 五三五六号	〃
西村斉希子	鳥医 五三五七号	〃
楠城誉郎	鳥医 五三五八号	〃

熊谷 佑介	鳥医	五三八四号	〃
原 民子	鳥医	五三八三号	〃
岡本 欣也	鳥医	五三八二号	〃
迫 隆紀	鳥医	五三八一号	平成八年五月二十九日
村岡 邦康	鳥医	五三八〇号	〃
大野 貴子	鳥医	五三七九号	〃
井上 岳彦	鳥医	五三七八号	〃
吉田 利彦	鳥医	五三七七号	〃
植田 圭吾	鳥医	五三七六号	〃
安井 健一	鳥医	五三七五号	〃
森 昌忠	鳥医	五三七四号	〃
瀧川 みき	鳥医	五三七三号	〃
渡邊 倫子	鳥医	五三七二号	〃
鎌澤 俊二	鳥医	五三七一号	〃
江夏 亜希子	鳥医	五三七〇号	〃
奥田 暁子	鳥医	五三六九号	〃
中原 啓	鳥医	五三六八号	〃
岸 邦子	鳥医	五三六七号	〃
長谷川 次郎	鳥医	五三六六号	〃
柿丸 晶子	鳥医	五三六五号	〃
足利 慶子	鳥医	五三六四号	〃
井庭 香織	鳥医	五三六三号	〃
塩野 学	鳥医	五三六二号	〃
池原 明子	鳥医	五三六一号	〃
川上 哲司	鳥医	五三六〇号	〃
嘉本 慎也	鳥医	五三五九号	平成八年五月二十三日

下山 玲子	鳥医	五三八五号	平成八年五月二十九日
飯田 年啓	鳥医	五三八六号	〃
高 晶子	鳥医	五三八七号	平成八年五月二十三日
小川 育成	鳥医	六七五号	平成八年五月二十九日
酒井 博淳	鳥医	六七六号	〃
藤木 康子	鳥医	九八三号	平成八年五月 十七日
田中 一臣	鳥医	九八四号	平成八年五月二十九日
小林 健治	鳥医	九八五号	〃
松本 美紀	鳥医	九八六号	〃
白井 里佳	鳥医	九八七号	平成八年六月 三日
小川 智代	鳥医	九八八号	平成八年六月 七日

鳥取県告示第四百三十二号

「クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	名 称	会 場
平成八年七月十四日	伯耆しあわせの郷	倉吉市小田四五八

三 受講料 五千円
四 受講申込み先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二―二
電話 〇八五七(二九) 八五九〇

鳥取県告示第四百三十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三

二 開催年月日、会場の名称及び所在地

開催年月日	会場	
	名称	所在地
平成八年七月二十八日	米子天満屋	米子市西福原二丁目一―一〇
平成八年八月二十五日	伯耆しあわせの郷	倉吉市小田四五八

三 受講料 四千五百円
四 受講申込み先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二―二

電話 〇八五七(二九) 八五九〇

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業大河原地区区画整理)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年六月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年十月二十三日 鳥取県指令都計二一第一第六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市雲山字前田、字細田及び字小金田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市吉方温泉二丁目四五五
地建開発有限公司
代表取締役 岸本 知行

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年六月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	アイジーティージャパン株式会社
	住所	東京都品川区西五反田二丁目25-2飯嶋ビル

法人にあってはその代表者の氏名	大川 潤				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	規則第6条第2号	トリコロール96	アイジーティージャパン株式会社	640067	平成8年6月25日から3年間

申請者	氏名又は名称	京楽産業株式会社			
	住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20-8			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	CRアラビアンハールムEX1	京楽産業株式会社	600082	平成8年6月25日から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社ソフエア			
	住所	群馬県桐生市境野町七丁目201			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定番号	有効期間
		井置 定男			

ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	C R 職員御礼 E X	株式会社 ソフイア	600081	平成8年6月25日 から3年間
-------------	------------------	-----------------	--------------	--------	--------------------

申請者	氏名又は名称	大東音響 株式会社			
	住所	大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
	回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	コークスマーニ パブル	大東音響 株式会社	640106
〃	〃	マジックストー リー	〃	640087	〃

